



手帳用診断書で自立支援医療(精神通院医療)と 精神障害者保健福祉手帳を同時に 新規申請又は更新申請する方

! 精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口です。郵送での交付はできません。

申請事由	用意するもの	【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 更新申請	①申請書【★】(手帳及び自立支援医療、それぞれ必要)	
	②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し	対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要
	③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分)	
	④診断書(精神障害者保健福祉手帳用の診断書に、自立支援医療についての記載もされたもの。病院に作成を依頼してください)	
	⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)	
	⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等)	
	⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【前ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)	
	⑧精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要)	
	⑨顔写真縦4cm×横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)	



郵送申請をする際の注意点

- 郵送による各種申請の申請日は、精神通院医療・手帳事務処理センターが書類を受領した日となります(郵便の差出日ではありません)。特に、自立支援医療(精神通院医療)の手続きの場合、書類受領日が申請の適用日(開始日)となるため、日数に余裕をもって申請してください。土日祝日・休日に届いた書類の受領日は、翌営業日となります。
- 申請書の不足項目、不足書類等がある場合には、仮受付となり、精神通院医療・手帳事務処理センターからご連絡させていただきます。仮受付から1ヶ月を経過し、不足書類等の提出がない場合は、不受理として返却させていただきます。
※ その後再び申請する場合、適用日は当初の申請受理日にさかのぼらず、再び申請した書類の受理日となります。
- 郵送申請の手続きに関して不明な点がありましたら、表紙の問合せ先へ、お電話にてお尋ねください。

横浜市ホームページのご案内

● 精神障害者保健福祉手帳



横浜市 精神 手帳 検索

● 自立支援医療(精神通院医療)



横浜市 精神通院医療 検索

< 横浜市にお住まいの方へ >

精神障害者 保健福祉手帳

自立支援医療 (精神通院医療)

申請手続きは郵送でもできます!



ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口となります。郵送での交付はできません。

自立支援医療(精神通院医療)および精神障害者保健福祉手帳の各種手続きは、区役所窓口のほか、郵送でも受付を行っています。必要な書類を、指定の送付先にお送りください。

送付先

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター

※必要書類は次ページ以降をご確認ください。



問合せ先

(精神通院医療・手帳事務処理センターに繋がります)

☎ 電話 (受付時間: 9時~17時、ただし土日祝日・休日・年末年始を除く)

045-671-3623

☎ FAX

045-662-3525

【お願い】

精神通院医療・手帳事務処理センターは、郵送による申請受付と問合せ専門の部署です。直接来庁を受け付ける窓口はありませんので、窓口での申請をご希望の方は、区役所窓口へお越しください。原則、お住まいの区の区役所で受付いたします。

郵送申請に必要な書類について

郵送していただく必要がある書類は、申請する事由によって異なります。必要書類を準備し、送付先へお送りください。なお、郵送に必要な料金はおお客様がご負担ください。



精神障害者保健福祉手帳のみ申請する方

! 精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口です。郵送での交付はできません。

申請事由	用意するもの 【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 更新申請 再承認 等級変更	①申請書【★】 ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要) <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ⑤次の(A)~(D)のいずれか1つ (A) 障害年金証書の写し、及び同意書【★】 (B) 特別障害給付金受給資格者証の写し、及び同意書【★】 (C) 直近の障害年金の振込通知書、及び同意書【★】 (D) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用。病院に作成を依頼してください) ⑥顔写真縦4cm×横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)
市外転入 再交付 記載事項変更	①申請書【★】 <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要) ⑤顔写真縦4cm×横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)



自立支援医療(精神通院医療)のみ申請する方

申請事由	用意するもの 【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請	①申請書【★】 <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④診断書(自立支援医療申請用。病院に作成を依頼してください) ⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分) ⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等) ⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【次ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)
更新申請 (有効期限が切れる3か月前から)	①申請書【★】 <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④診断書(今回必要な方のみ、自立支援医療申請用。病院に作成を依頼してください) ⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分) ⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(変更したい方のみ必要) ⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【次ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)

申請事由	用意するもの 【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
変更申請	①申請書【★】 ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④変更したい内容がわかるもの <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> 例) 医療機関変更...診察券のコピー、薬袋のコピー等 健康保険証変更...健康保険証のコピー(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は同一保険加入者全員分) ⑤現在お使いの受給者証(原本) ! 新しい受給者証と差し替えるため、必ず原本が必要です。次回受診日が近いなどすぐに受給者証が必要な場合は、区役所窓口で手続きをしてください。
再申請 (有効期限が切れてしまった方)	①申請書【★】 <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④診断書(自立支援医療申請用。ただし、お手元の受給者証に次回更新時に診断書不要あり、かつ有効期限の翌月中に申請される場合に限り、提出不要です) ⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分) ⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(変更する方のみ) ⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【ページ下▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)
再交付	①申請書【★】(※申請書に必ず、再交付理由を記入してください) <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④現在お使いの受給者証(原本) ! 新しい受給者証と差し替えるため、紛失の場合を除き、必ず原本が必要です。受診日の関係等ですぐに受給者証が必要な方は、区役所窓口で手続きしてください。
市外転入	①申請書【★】 <small>対象者が18歳未満の場合 保護者の本人確認書類も必要</small> ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等 ※申請者及び対象者分) ④自立支援医療診断書(写し)の提供に関する依頼書及び同意書【★】 ⑤前住所での自立支援医療受給者証の写し ⑥健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分) ⑦指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等) ⑧市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【ページ下▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、収入額がわかる書類の写し(年金の通知等)が必要です)

▶ 課税額基準日って?

【新規・再申請・市外転入の場合】

申請書類を事務処理センターで受理したのが
1~6月なら 前年の1月1日、7~12月なら その年の1月1日

【更新の場合】

1~6月の間に有効期限が切れる受給者証の更新なら 前年の1月1日
 7月に有効期限が切れる受給者証の更新申請書類を事務処理センターで受理したのが
 5月なら 前年の1月1日、6月なら その年の1月1日
 8~12月の間に有効期限が切れる受給者証の更新なら その年の1月1日



裏面にある「郵送申請をする際の注意点」も、よく確認してから、書類を提出しよう!